

情報公開審査会の答申概要（答申第22号）

1 対象公文書 懲戒処分台帳（平成2年度から平成13年度分）

2 対象公文書の所管所属 石川県公安委員会（警察本部警務部監察官室）

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) H14. 4. 1 公開請求 | (4) H14. 6.19 諮問 |
| (2) H14. 5.16 一部公開決定 | (5) H15.10. 9 答申 |
| (3) H14. 6. 7 審査請求 | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

被処分者の氏名、年齢、所属、事故要旨欄の被害者の氏名、その他個人が特定される部分を非公開としたことは妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断（判断要旨）
事故要旨欄 事案の発生場所、被処分者の氏名、被処分者と被害者その他の関係者との関係、被害者その他の関係者の名称、その他当該事案の具体的内容が記載された部分	7条2号 (個人情報)	<p>被処分者の氏名及び被害者その他関係者の名称は、明らかに特定の個人が識別され、被処分者の所属部署及び当該処分に係る事案の発生場所の詳細や具体的内容は、既に公開された内容や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。</p> <p>なお、実施機関は、「懲戒処分の発表の指針」に従って、被処分者の氏名は発表していない。</p> <p>氏名以外については、処分がなされた日の直後に1回限り発表したものであって、その後引き続き公表した事実がないことから、慣行として公にされている情報と解することはできないものである。</p>
所属欄 被処分者の所属が記載された部分		
氏名欄 被処分者の氏名、年齢、生年月日が記載された部分		

5 審査経過 審査回数 7回

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、一部公開とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「警察官の不祥事調査に関する資料一切（元警察官事件以降現在までの分一切）」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

本件公開請求時には審査請求人から合計33件の公開請求があり、公開請求に係る公文書量が大量であるとともに、条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれていることから、実施機関は、これらの公開請求を一体のものとしてとらえ、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年9月30日までとする旨平成14年4月12日に審査請求人に通知した。

その後、本件公開請求に対応する公文書として、「懲戒処分台帳」（以下「本件公文書」という。）及び「訓戒処分台帳」を特定した上で、一部を公開しない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件公文書に係る公開しない部分及び公開しない理由を下記のとおり付して、平成14年5月16日に審査請求人に通知した。

（公開しない部分）

- ア 事故要旨欄（事案の発生場所、被処分者の氏名、被処分者と被害者その他の関係者との関係、被害者その他の関係者の名称、その他当該事案の具体的内容が記載された部分）
- イ 所属欄（被処分者の所属が記載された部分）
- ウ 氏名欄（被処分者の氏名、年齢、生年月日が記載された部分）

（公開しない理由）

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

3 審査請求

審査請求人は平成14年6月7日に、本件公文書に係る本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮 問

石川県公安委員会は、平成14年6月19日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件公文書の非公開部分の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- ア 本件公開請求は、全国的に多発している警察官犯罪の防止、安全な都市づくりと「警察刷新」を目的としたものである。
- イ 民間人の犯罪事実、容疑については、警察、検察の記者会見等でマスコミ等に住所、氏名、年齢、地位等が公表されて報道されている。
- ウ 犯罪者を取り締まるべき警察官が、犯罪を犯して懲戒処分を受けても内部処理で済まされ非公開とするなど、民間人の犯罪がマスコミ等で公開されるのに対し、非常に寛容な措置となっている。
- エ 被処分者のプライバシー保護の配慮は必要である。しかし、懲戒処分が民間人であれば刑事罰を受けるものに相当するものについては、公開すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号（個人情報）本文の該当性について

- ア 公務員の懲戒処分に関する文書の非開示決定に係る東京地方裁判所判決（平成10年11月12日、平成9年（行ウ）219号）は、公務員の処分歴等は個人の資質、名誉にかかわる情報であって、本人としては知られたくないと望み、それが正当であると認められるものは、個人情報としてみだりに公開されるべきでない」と判示している。
- イ 被処分者の氏名、被害者その他の関係者の氏名等はいうまでもなく、事案の発生場所の詳細、被処分者と被害者等との関係及び事案の具体的内容についても、また、他の情報と照合することにより、間接的に特定の個人が識別され得る。

したがって、本件公文書の非公開部分は条例第7条第2号本文に該当する。

2 条例第7条第2号（個人情報）ただし書の該当性について

(1) 同号イについて

ア 「懲戒処分の発表の指針」（平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号警察庁長官官房長通達。以下「発表の指針」という。）に基づき発表した内容は、処分日、所属、階級、年齢、処分内容及び検察庁への送致の有無であり、被処分者等のプライバシーに配慮して発表している。

イ 懲戒処分の概要等が過去に公表されたとしても1回限りのものであり、警察白書等の刊行物に掲載されているものではなく、相当の期間が経過した時点においてまで公表する慣行はない。

ウ 新聞報道が、慣行として公にされているものに該当するかについて、国の情報公開審査会は、過去に発表された事件であっても時間の経過とともに公益性が低下し、個人情報保護の必要性が高まっていると認められ、公開決定時に公にされている情報以外は、原則非公開と答申している。

したがって、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

(2) 同号ロについて

本件非公開部分の公開と個人の権利利益を上回る公益性との関連は認められず、個人の権利利益に優越する公益が認められるものを非公開情報の例外として規定した同号ただし書ロに該当しない。

(3) 同号ハについて

職員の勤務成績や処分歴など職員の身分取扱いに係る情報は、職務遂行に係る情報に該当しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

(1) 本件公文書である「懲戒処分台帳」は、平成元年からの警察職員に対する懲戒処分（諭旨免職を含む。）の状況を明らかにしたもので、「番号」欄、「事故発生年

月日」欄、「事故要旨」欄、「処分決定年月日」欄、「処分の種別・程度」欄、「所属」欄、「階級」欄、及び「氏名」欄で構成されており、実施機関において保有している公文書である。

- (2) 実施機関が行う懲戒処分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項を根拠として、同項各号に規定された事由があった場合、公務員関係の秩序を維持するために公務員個人に対して科せられる制裁であり、実施機関が行う処分である。

3 条例第7条第2号の該当性について

第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は、公開しないことを定めている。

これは、個人のプライバシーについては、法的に未成熟であり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものとして、同号本文の例外として公開することとしている。

(1) 同号本文の該当性について

実施機関が非公開とした部分については、被処分者の氏名及び被害者その他関係者の名称は、明らかに特定の個人が識別され、被処分者の所属部署及び当該処分に係る事案の発生場所の詳細や具体的内容は、既に公開された内容や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

(2) 同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報の例外としており、当該規定の該当性について検討する。

慣行として公にされている情報とは、当該情報が現に県民の知り得る状態にあり、それが社会通念上慣行といえることが必要であり、過去に記者発表により公にされたとしても、公開請求の時点では公にされていると認められない場合やその後の取扱いにより慣行として公にされていると認められない場合もあり得るものと考えられる。

現に、実施機関は、平成13年に行った懲戒処分5件のうち、2件については、「発表の指針」に従って、処分の日、被処分者の所属、階級及び年齢、処分の内容及び理由等を発表しているところであるが、被処分者の氏名については発表してい

ない。

氏名以外の事実については、処分がなされた日の直後に1回限り発表したものであって、その後、引き続き公表した事実がないことから、本件公開請求時において、県民の知り得る状態にあったとはいえず、これらの情報は実施機関が自ら、いったん記者発表したことをもって、慣行として公にされている情報と解することはできないものである。

また、今後当該処分内容を改めて発表しなければならない必要性も認められないことから、公にすることが予定されている情報ということもできない。

したがって、本件公文書のうち発表された2件に係る非公開部分及びその他の非公開部分については、同号ただし書イに該当しない。

(3) 同号ただし書ロの該当性について

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報の例外としている。

懲戒処分に関する情報は、警察職員の身分取扱い上の処遇に関するものであり、本件公文書の非公開部分を公開することによる個人の権利利益を上回る公益性は認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

(4) 同号ただし書ハの該当性について

同号ただし書ハは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非公開情報の例外としている。

「公務員の職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいい、本件公文書の中の被処分者の身分取扱いに係る情報は、「職務の遂行に係る情報」とは認められないことから、同号ただし書ハに該当しない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14 . 6 . 19	諮問を受けた。(諮問案件第46号)
14 . 7 . 18	諮問庁(公安委員会)から理由説明書を受理した。
14 . 8 . 23	審査請求人から意見書を受理した。
15 . 2 . 14 (第97回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 3 . 17 (第98回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 4 . 24 (第99回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 6 . 6 (第100回審査会)	審査請求人から意見聴取した。
15 . 6 . 6 (第100回審査会)	実施機関から非公開理由を聴取した。
15 . 7 . 4 (第101回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 8 . 7 (第104回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 9 . 19 (第105回審査会)	事案の審議を行った。

